

# 報告第382号

個人情報を含む文書の誤送付による漏えいについて  
(個人情報保護条例第4条第2項第2号の報告)

令和8年2月27日  
玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課  
総務部区政情報課

## 1 事案の概要

本件は、介護保険要介護認定事務において、申請には不要の書類を申請者へ返却する際に、誤って別の申請者に郵送したことに伴い、保有個人情報の漏えいが発生したものである。

漏えいした保有個人情報に係る文書の詳細は、以下のとおり。

### (1) 名称

退院証明書（以下「本件文書」という。）

### (2) 本件文書に係る個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、性別、主治医氏名、傷病名、入院・退院年月日、入院期間、入院料の算定期間（※）

※個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項の「病歴」又は法施行令第2条第3号の「本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」に該当

### (3) 漏えいした件数

1件

## 2 事案の経過

### (1) 令和7年11月26日（水）

申請者Aより郵送にて玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課（以下「所管課」という。）に届いた「要介護認定更新申請書」を収受した。その際、更新申請に不要の本件文書が同封されていた。

当該申請書に基づき、介護保険システムより「介護保険資格者証」を出力し、申請者Aあてに郵送した。その際、本件文書を同封して返却すべきところ、誤って同日に郵送する申請者Bあての封書に同封してしまった。

### (2) 同年12月1日（月）

申請者Bの家族より、「申請者Bあての封書の中に他人の書類が紛れているがどうすれば良いか」との連絡が入り、本件文書の誤送付が発覚した。

担当係長から申請者Bの家族へ架電し、本事案について謝罪の上、本日午後に本件文書を回収しに伺いたい旨を伝え、了解を得た。同日午後、申請者B宅へ担当係長が訪問し、謝罪の上、本件文書を回収した。

回収後、申請者Aへ架電し、法第68条第2項に基づく本人通知として、本件文書の誤送付について謝罪するとともに、本件文書は回収済みであること、一両日中に本件文書を申請者Aの自宅に郵送すること及び再発防止策について伝えた。

(3) 同月2日(火)

申請者Aあてに謝罪文及び本件文書を郵送した。

(4) 同月24日(水)

個人情報保護委員会に対して、法第68条第1項及び法施行規則第44条第2項に基づく報告(確報)を実施した。

3 本事案における二次被害又はそのおそれの有無について

本件文書は、直ちに回収し本人の手元に返却していることから、二次被害又はそのおそれはない。

4 発生の原因

(1) 本事案では、本件文書の存在に気付いた職員Cが、連絡票に「退院証明書は本人に返却する」旨の記載をし、本件文書を郵送物にまとめたが、この連絡票及び郵送物は申請者Bのものであった。ダブルチェックを行った職員Dは、申請者Bあての郵送物の中に本件文書が入った封筒が同封されていることを確認したが、連絡票に「退院証明書は本人に返却する」旨の記載があったため、疑うことなく確認完了とした。

(2) 本件文書は、あらかじめ封筒に入った状態で届いており、その封筒には申請者Aの氏名が小さく記載されていたが、職員Cは申請者Bのものと思いこみ郵送物にまとめてしまった。また、ダブルチェックを行った職員Dは、本件文書の封筒の氏名(申請者A)と郵送先(申請者B)との照合を行わなかった。

5 今後の対応

本事案に関わる職員へ個別に注意・指導するとともに、所管課の職員全員に対し、個人情報の取扱いについて指導を行った。さらに、再発防止に向け、以下のとおり取り組むよう指示した。

(1) ダブルチェックを行う意義を理解し、決して機械的に行うことがないよう徹底する。

(2) 通常と異なる書類を返送する際は特に注意し、封筒から中身を出した状態でダブルチェックに回す。

(3) 別の申請者あての書類が混ざらないよう、申請者ごとに確実に処理を行う。また、同時に複数の書類を机上に広げないことを改めて徹底する。

## 保有個人情報の漏えい等に関する行政機関等の報告義務について

### 個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（漏えい等の報告等）

- 第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。
- 2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
  - 二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

### 個人情報の保護に関する法律施行規則（抜粋）

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

- 第四十三条 法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - 三 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - 四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - 五 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第六十八条第一項の報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。）

(個人情報保護委員会への報告)

第四十四条 行政機関の長等は、法第六十八条第一項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。

- 一 概要
  - 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
  - 三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
  - 四 原因
  - 五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
  - 六 本人への対応の実施状況
  - 七 公表の実施状況
  - 八 再発防止のための措置
  - 九 その他参考となる事項
- 2 前項の場合において、行政機関の長等は、当該事態を知った日から三十日以内（当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。
- 3 法第六十八条第一項の規定による報告は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第六による報告書を提出する方法）により行うものとする。

(本人に対する通知)

第四十五条 行政機関の長等は、法第六十八条第二項本文の規定による通知をする場合には、第四十三条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

# 報告第383号

世田谷区個人情報保護条例に基づく監査の結果について（令和7年度分）

令和8年2月27日  
総務部区政情報課

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）及び世田谷区個人情報保護条例（以下「条例」という。）の改正に伴い、令和5年4月1日から、法第66条の規定に基づく安全管理措置の一環として、個人情報の管理の状況について監査を実施することとなった。

この度、条例第5条第5項の規定に基づき設置する個人情報保護監査責任者が、同項の規定により実施する個人情報の管理の状況についての監査に関して、令和7年度の実施結果を下記のとおり報告する。

## 記

### ・監査の結果

報告資料No. 2-2「令和7年度 世田谷区個人情報保護条例に基づく監査 報告書」  
のとおり

## 令和7年度 世田谷区個人情報保護条例に基づく監査 報告書

## 1 監査の観点

令和6年度以後に発生した保有個人情報の漏えい等の事態に係る所管課に対し、その改善状況を確認するとともに、当該所管課における保有個人情報を取り扱う事務について、世田谷区個人情報保護管理基準（以下「管理基準」という。）に基づく措置の実施状況を確認する。

## 2 監査対象課

- (1) 防災街づくり担当部防災街づくり課
- (2) 教育委員会事務局支援教育課

## 3 監査対象課の選定理由

防災街づくり担当部防災街づくり課においては、令和6年度に文書の誤送付による保有個人情報の漏えいが複数回発生している。これらの事案は、個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報の保護に関する法律施行規則で定めるものに該当しないことから、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告は行っていないものの、同一の課において文書の誤送付が複数回発生した状況を踏まえ、その原因や改善策等を検証する必要があることから、同課を監査対象課として選定した。

また、教育委員会事務局教育指導課及び支援教育課においては、令和7年2月に区民意見募集の意見を公表する際に、資料に含まれる個人情報を削除又は被覆しないまま区ホームページに掲載したことにより、保有個人情報の漏えいが発生している。当該資料には要配慮個人情報が含まれていたことから、本事案について、法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び世田谷区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第4条第2項第2号の規定による世田谷区情報公開・個人情報保護審議会への報告を行った。本事案において、教育委員会事務局支援教育課は公表資料の区ホームページへの掲載作業を担っており、区ホームページにおける誤掲載の防止措置等を検証する必要があることから、同課を監査対象課として選定した。

## 4 監査の実施日時、場所及び内容

- (1) 日時及び場所 ①令和7年12月10日（水）午後3時から午後4時30分まで  
防災街づくり担当部防災街づくり課執務室、会議室及び文書庫  
②令和7年12月18日（木）午後3時から午後4時45分まで  
教育委員会事務局支援教育課執務室及び会議室
- (2) 監査項目 ①漏えい等が発生した保有個人情報に係る事務の改善状況  
②管理基準に基づく措置の実施状況  
③国からの指導事項等があった場合、その対応状況
- (3) 監査内容 書類審査、聴き取り調査及び現地調査

## 5 監査の結果

監査対象課で発生した保有個人情報の漏えいに係る事務について、各課が実施した改善策等は概ね適正であると判断する。一方、監査対象課における保有個人情報を取り扱う事務については、管理基準に基づく措置の実施内容が不十分であり、改善を要する点の一部見受けられた。詳細は以下のとおりである。

### (1) 漏えい等が発生した保有個人情報に係る事務の改善状況について

#### ①文書の誤送付について

防災街づくり担当部防災街づくり課では、個人情報に記載された文書を郵送する際の誤送付が、令和6年4月から同年11月に計3回発生している。これらの誤送付の原因は、同日に発送する2通の封書の中身が入れ替わってしまったことや、封筒に印刷する宛名データの作成ミスによるものであったが、いずれの場合も、発送前に宛先と封入物の記載内容を適切に確認すれば、誤送付は予防できたものと考えられる。

同課においては、1回目から2回目の誤送付に対する改善策として、担当者間のダブルチェックや係長のチェックを行うこととしていたが、業務の繁忙等の事情から担当者がチェックを頼むことができず、3回目の誤送付が発生してしまった。同課では、3回目の誤送付を踏まえ抜本的な対策が必要であると判断し、個人情報の取扱いに関する課内研修を令和7年2月及び8月に実施した。また、事務における改善策として、宛名の表示方法について、窓開き封筒を導入することで封入物に印刷した宛名がそのまま表示されるよう改善した。さらに、担当者間のダブルチェック及び係長の最終チェックを徹底した上で、最終チェック後は係長が封筒に確認スタンプを押すことで、チェックの証左を残すこととした。これらの取組みにより、3回目の誤送付以後に同様の事案は発生していないとのことである。

上記の状況を踏まえると、同様の誤送付が複数回発生したことから、当初の改善策は不十分であったものと考えられるが、最終的に取り組んだ各種改善策は、一定の効果があるものと評価することができる。

保有個人情報を取り扱う各課においては、これらの改善策を参考として、送付物の作成においてミスが起こりづらい事務処理や、職員がチェックを頼みやすい職場づくりに努めるとともに、発送前のチェックが実効性のあるものとなるよう取り組んでいただきたい。

#### ②区ホームページにおける誤掲載について

教育委員会事務局教育指導課及び支援教育課では、令和7年2月に区民意見募集の意見を公表する際に、資料に含まれる個人情報を削除又は被覆しないまま区ホームページに掲載する事案が発生している。本事案では、資料作成時及び区ホームページ掲載時の二度にわたり、個人情報を削除又は被覆していないことの確認が漏れたものと考えられる。本監査では、このうち区ホームページにおける誤掲載の防止措置等について、教育委員会事務局支援教育課における実施状況を確認した。

同課における区ホームページの更新作業は、担当者がホームページ作成システム（CMS）において更新したページ及び掲載資料を紙に出力し、これを係長及び課長が決裁した後、課長が承認者として同システム上で承認しており、この手順は本事案発生時から本監査実施時まで共通しているとのことであった。ページの更新内容や掲載資料について、係長及び課長が内容確認及び承認に関与しており、この手順そのものに問題はないものの、本事案では、紙で掲載資料を確認する際に、個人情報の記載が残っていることを見落とししたものと考えられる。既に内容が確定した公表資料であることから、区ホームページ掲載時の確認が不十分となった可能性があるが、区ホームページ掲載時には改めて個人情報の記載が残っていないか十分に確認を行い、誤掲載を防止していただきたい。

また、上記の紙に出力して確認する方法では、出力時に表示されない項目（公開期間、お知らせ表示の有無等）について確認することができず、公開内容全般の確認としては不十分であることに留意する必要がある。また、担当者が区ホームページの公開内容とは異なる資料を誤って出力し、決裁してしまうと、正しい公開内容について係長及び課長による確認が行われず、誤った情報を公開してしまうリスクがある。そのため、承認者は、紙による内容確認を行っていたとしても、改めて同システムにおける公開内容全般の確認を徹底し、承認していただきたい。

区ホームページの情報は、その性質上、一度誤掲載が生じると、ダウンロードして保存され、又はインターネット上で不特定多数の者に拡散されることで、その回収が著しく困難となる。ひいては、誤掲載した個人情報に係る個人の権利利益を害するおそれ大きいことから、区ホームページの更新を行う各課においては、細心の注意を払って掲載前の確認を行っていただきたい。

## （２）管理基準に基づく措置の実施状況について

### ①保有個人情報を取り扱う事務全般の実施状況及び現地調査の結果について

監査対象課において、個人情報を含む文書は施錠可能なキャビネット又は文書庫に保管されており、廃棄文書についてもシュレッダー又は溶解により適切に廃棄されていることを確認した。事務用端末、情報機器、電磁的記録媒体等は、盗難防止措置又は施錠可能なキャビネット若しくは金庫への保管が行われており、管理台帳や持出し等の管理簿が適切に作成されていることを確認した。なお、監査対象課はいずれも情報システムを管理する所管課ではなかったが、業務上利用する情報システムについては、アクセス権限の付与を必要最小限とし、適切なアクセス制御が行われていることを確認した。

また、監査対象課において個人情報を含む文書の送付又は送信を行う際の措置について、概ね適正に行われていると認める。電子メールによる個人情報の送受信は行わず、区民とメールによるやり取りを行う際は専用のメールアプリケーション（区民等個人とのメール管理システム）を利用するとともに、個人情報を含む文書を送受信する必要がある場合は、所定の全庁共通外部サービス（fiebie）を利用していることを確認した。また、監査対象課では、ファクシミリによる個人情報を含む文書の送受信

は行っていないことを確認した。令和6年度世田谷区個人情報保護条例に基づく監査においても指摘したとおり、ファクシミリについては必要性を精査し、代替手段がある場合にはそれに移行することが望ましい。

保有個人情報を取り扱う各課においては、個人情報を含む文書の送付又は送信を行う際に適切な手段を選択するとともに、電子メールやネットワークを介したやり取りを行う際は、区の情報セキュリティポリシーを遵守して対応していただきたい。

## ②「個人情報を取り扱う業務の審査基準」に基づく審査について

管理基準に基づく措置として、個人情報を取り扱う業務を開始する場合又は当該業務の内容を変更する場合は、当該業務を開始又は変更する前までに、各審査基準に基づく審査を行うこととしている。監査対象課における当該審査の実施状況を調査したところ、教育委員会事務局支援教育課において、審査すべき業務が未審査であることを確認した。

各審査基準のうち、「個人情報の保有に関する審査基準」は、法第61条の保有に関する制限に係る確認として、各課で個人情報を保有することになる所掌事務又は業務の根拠法令や保有個人情報の利用目的を特定するために審査するものである。当該審査で特定した根拠法令や利用目的は、法第62条（本人から書面により取得する際の利用目的の明示）や法第69条（利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則）に基づく対応の前提となるものであり、保有個人情報を取り扱う課であれば必ず審査が必要である。

また、教育委員会事務局支援教育課においては、個人情報を取り扱う業務の外部委託を複数件行っており、委託先の監督は後述のとおり概ね適正に行っているものの、「外部委託の審査基準」による委託開始前の審査を行っていなかった。当該審査基準は、個人情報を取り扱う業務を外部委託する場合に、適切な安全管理措置を講じることができるか確認するために審査するものであり、必ず委託開始前に審査をしなければならない。

なお、「目的外利用の審査基準」、「外部提供の審査基準」及び「オンライン結合・システム導入における審査基準」について、同課では該当する業務を実施していないとのことであったが、必要時にはこれらの審査を遺漏なく実施していただきたい。

保有個人情報を取り扱う各課においては、各審査基準の内容及び各課の審査状況を今一度確認し、審査が漏れているものについては、改めて審査基準による可否の確認を行うとともに、今後、各審査基準に該当する業務を開始又は変更する際は、必ずその前までに審査を行うよう徹底していただきたい。

## ③個人情報を取り扱う業務の外部委託について

監査対象課では、いずれも個人情報を取り扱う業務の外部委託を行っており、委託における安全管理措置は概ね適正に行われていると認める。委託先に取り扱わせる個人情報の範囲や項目は必要最小限としており、区と委託先との間における個人情報を含む文書の授受を適切な方法で行っていることを確認した。また、委託先における個

個人情報の取扱い状況を把握しており、管理基準や契約書に添付した「個人情報を取り扱う業務委託の特記事項」又は「電算処理の業務委託契約の特記事項」に基づき、委託先を監督していることを確認した。

ただし、これらの特記事項に基づき委託先から提出させる文書について、一部記載が不十分であるものが見受けられた。これらの特記事項では、「管理体制等の通知」として、委託先における個人情報保護に関する社内規程又は基準、従事者名簿、実施スケジュール等を提出させることとしている。これは、法第66条において、委託先が区と同様の安全管理措置義務を負うこととされていることから、委託先における個人情報の管理体制等を確認する目的で提出させるものである。

個人情報を取り扱う業務の外部委託を行っている各課においては、外部委託における安全管理措置の重要性を改めて認識し、「個人情報を取り扱う業務委託の特記事項」又は「電算処理の業務委託契約の特記事項」のうち該当するものを契約書等に添付するとともに、これに基づく委託先の監督、提出物の管理等を徹底していただきたい。

## 6 終わりに

個人情報を取り扱う業務全般に関しては、令和5年4月に改正法及び改正条例が全面施行され、新たな個人情報保護制度に基づき実施されている。区の各担当課においては、これらの法令に基づき、適切に個人情報を取り扱わなければならないことに留意の上、今後の事務に取り組んでいただきたい。

条例においては、区における個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることだけでなく、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることについても目的として掲げている。信頼される区政の実現のために、日々の業務や各種研修・セルフチェック等を通じて、すべての職員が個人情報保護制度に関する理解を十分に深め、区民のプライバシーの権利の保護を的確に図っていくことを着実に取り組まなければならない。

# 報告第384号

個人情報を取り扱う業務の審査の状況について  
 (令和7年8月1日から令和8年1月31日までの審査分)

令和8年2月27日  
 総務部 区政情報課

区の各実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会）が個人情報を取り扱う業務（外部委託、目的外利用、外部提供、オンライン結合及びシステム導入）を実施する際には、世田谷区個人情報保護管理基準に基づき、各所管課において審査基準による審査を実施することとしている。

令和7年8月1日から令和8年1月31日までの期間に審査が行われた業務のうち、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報を取り扱う案件について、世田谷区個人情報保護条例第4条第2項第1号及び世田谷区個人情報の保護に関する規則第4条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

## 記

### 1 審査件数（審査基準別）

#### (1) 外部委託の審査基準

実施機関	審査件数	審査件数のうち、要配慮個人情報を取り扱うもの	
		要配慮個人情報を取り扱うもの	条例要配慮個人情報を取り扱うもの
区長	13	3	1
教育委員会	2	2	1
選挙管理委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
合計	15	5	2

(2) 目的外利用の審査基準

実施機関	審査件数	審査件数のうち、要配慮個人情報を取り扱うもの	
		要配慮個人情報を取り扱うもの	条例要配慮個人情報を取り扱うもの
区長	10	2	1
教育委員会	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
合計	10	2	1

(3) 外部提供の審査基準

実施機関	審査件数	審査件数のうち、要配慮個人情報を取り扱うもの	
		要配慮個人情報を取り扱うもの	条例要配慮個人情報を取り扱うもの
区長	11	2	0
教育委員会	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
合計	11	2	0

(4) オンライン結合・システム導入における審査基準

実施機関	審査件数	審査件数のうち、要配慮個人情報を取り扱うもの	
		要配慮個人情報を取り扱うもの	条例要配慮個人情報を取り扱うもの
区長	6	2	2
教育委員会	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
合計	6	2	2

2 要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報を取り扱う案件（一覧）

報告資料No. 3-2 ～ 報告資料No. 3-5 のとおり

外部委託の審査基準案件一覧

報告資料No. 3-2

※要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報を取り扱うもの

No	委託の内容	実施機関	担当部課	要配慮個人情報 (有/無)	要配慮個人情報の内容	条例要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報の内容
1	令和7年度世田谷区住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への物価高騰生活支援給付金に関する業務委託	区長	保健福祉政策部保健福祉政策課	有	障害の有無	有	ドメスティック・バイオレンス
2	世田谷区民間空襲等被害者見舞金に係る傾聴等相談対応業務委託	区長	障害福祉部障害施策推進課	有	病歴、障害の有無、健康診断等の結果	無	
3	世田谷区ベビーシッター利用支援事業に係る業務委託	区長	子ども・若者部保育認定・調整課	有	障害の有無	無	
4	教職員の健康診断・相談等委託	教育委員会	教育委員会事務局学校職員課	有	健康診断等の結果	有	性的マイノリティ
5	破傷風予防接種（学校区職員分）の業務委託	教育委員会	教育委員会事務局学校職員課	有	健康診断等の結果	無	

※要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報を取り扱うもの

No	利用課	利用課での利用目的	該当条項	保有課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	要配慮個人情報の内容	条例要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報の内容
1	烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課 総務部市政情報課	保有課における相談業務に関する情報を、利用課の訴訟対応に関する業務において利用する。	第69条第2項第2号	烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課	区長	有	病歴、障害の有無	無	
2	保健福祉政策部保健福祉政策課	令和6年度世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金の支給に関する情報を、令和7年度世田谷区住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への物価高騰生活支援給付金の支給対象者の抽出及び支給可否の審査業務において利用する。	第69条第1項	保健福祉政策部保健福祉政策課	区長	有	障害の有無	有	ドメスティック・バイオレンス

※要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報を取り扱うもの

No	提供先	提供先での利用目的	該当条項	実施機関	担当部課	要配慮個人情報 (有/無)	要配慮個人情報の内容	条例要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報の内容
1	警察署	刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会に対して個人情報を提供し、提供先は捜査のために利用する。	第69条第1項	区長	北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課	有	病歴、医師等により心身の状態の改善のための指導が行われたこと	無	
2	家庭裁判所	家事事件手続法第62条に基づく調査の囑託に対して個人情報を提供し、提供先は事件の審理のために利用する。	第69条第1項	区長	障害福祉部障害保健福祉課	有	病歴	無	

オンライン結合・システム導入における審査基準案件一覧

※要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報を取り扱うもの

報告資料No. 3-5

No	オンライン結合・システム導入の別	オンライン結合・システム導入の内容	実施機関	担当部課	要配慮個人情報 (有/無)	要配慮個人情報の内容	条例要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報の内容
1	オンライン結合システム導入	令和7年度世田谷区住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への物価高騰生活支援給付金支給事業の実施にあたり、ファイル転送サービスを用いて、委託先との情報共有を行う。	区長	保健福祉政策部保健福祉政策課	有	障害の有無	有	ドメスティック・バイオレンス
2	システム導入	児童相談所における記録作成業務の効率化を図るため、リアルタイムでの電話音声のテキスト化を行う電話対応支援システムを導入する。	区長	子ども・若者部児童相談支援課	有	通話内容(病歴、障害の有無等を含む場合あり)	有	通話内容(国籍、性的マイノリティ、ドメスティック・バイオレンスに関する内容を含む場合あり)